給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１００１１号
東京都町田市小山ヶ丘４－７－２－616
再生債務者　齋藤　光城
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００１９号
東京都西東京市芝久保町１―12―66―408
再生債務者　宍戸　秀雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１４号
沖縄県南城市大里字嶺井２番地
再生債務者　新垣加代子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月31日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（再ロ）第１００２２号
東京都目黒区中目黒４－６－18　伊藤タウンハウスＡ棟２
再生債務者　小林　洋子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第９号
大阪府豊中市蛍池南町１丁目19番３号
再生債務者　坂田　孝誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第３号
佐賀県鹿島市大字納富分甲47番地５　辻田貸家
再生債務者　副島　　淳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月24日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（再ロ）第１００１２号
東京都大田区本羽田２―15―16―1203
再生債務者　中村　　天
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月１日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１号
北海道旭川市緑が丘東５条２丁目３番31号
再生債務者　那須　真弓
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月２日　　旭川地方裁判所民事部

防衛省共済組合定款の一部変更について

定款第１号

防衛省共済組合定款（平成14年２月１日制定）の一部を次のように変更する。
平成 25 年７月 31 日
防衛省共済組合代表者
防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

別表（第３条関係）中「航空木更津支部｜千葉県木更津市　第１補給処内」を「航空木更津支部｜千葉県木更津市　第４補給処木更津支処内」に改める。

附　則

この変更は、平成25年８月１日から施行する。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十五年十月一日であり、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月二十三日
掲載頁　五十四頁（号外第一五九号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月二十三日
掲載頁　四十六頁（号外第一五九号）

平成二十五年八月十二日
東京都港区西新橋三丁目三番一号西新橋Ｔビル
（甲）株式会社小櫻商会
代表取締役　桜井　芳雄
東京都中央区日本橋兜町一一番七号
（乙）佐嘉商事株式会社
代表取締役　幡　　武

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので、公告します。

効力発生日は平成二十五年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は平成二十五年七月三十一日に終了しております。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月十四日
掲載頁　七十五頁（号外第一二五号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年八月一日
掲載頁　一〇五頁（号外第一六八号）

平成二十五年八月十二日
福井市大手二丁目七番一五号
（甲）旭陽産業株式会社
代表取締役　羽田　　学
山梨県富士吉田市下吉田二丁目二七番一六号
（乙）新東京旭株式会社
代表取締役　上野　　清

合併公告

左記事業協同組合は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年八月十二日
静岡市葵区両替町二丁目五番地
（甲）静岡県中部食肉事業協同組合
代表理事　笠井　　穎
静岡県三島市東町九番二四号
（乙）静岡県東部食肉事業協同組合
代表理事　松野　邦章

合併公告

左記事業協同組合は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年八月十二日
静岡市葵区両替町二丁目五番地
（甲）静岡県中部食肉事業協同組合
代表理事　笠井　　穎
静岡県浜松市中区塩町一〇八番地の一
（乙）静岡県西部食肉事業協同組合
代表理事　平川　才又